

(正会員の入会手続き)

- 第1条 正会員として入会を希望する者は開設許可を要する単位事業所ごとに認められる。
- 第2条 複数の事業所を持つ開設者は事業所ごとに本人・管理薬剤師・店長等より選任した異なる代表者を正会員として登録申請する。
- 第3条 入会申し込みは次の書式及び関係書類各1通をもって会長宛総務担当に提出する。
- (1) 入会申込書
 - (2) 誓約書
 - (3) 開設許可証の写し
 - (4) 開設者の履歴書
 - (5) 開設者の住民票又は登記簿謄本
 - (6) 管理薬剤師の薬剤師免許証の写し
 - (7) 管理薬剤師の履歴書
 - (8) 多店舗店等で今般開設する事業所の実質的責任者が開設者又は管理薬剤師以外の場合はその事業所を代表し正会員登録する者の履歴書
- 第4条 第3条の関係書類及び入会意志の確認のために総務担当による事前審査及び面接を行う。
- 第5条 第4条により確認された入会申込関係書類は議事として理事会に付託され入会の諾否を審議する。
- 第6条 第5条の理事会審議の結果は速やかに申し込み者に通知される。
- 第7条 入会を承認された者は入会金の納入をもって正会員と認められる。

(特別会員の入会手続き)

- 第8条 特別会員として本会及び関係団体の事業に参画しようと希望する者は個人ごとに認められる。
- 第9条 入会申し込みは正会員1名の推薦により次の書式及び関係書類各1通をもって会長宛総務担当に提出する。
- (1) 入会申込書
 - (2) 誓約書
 - (3) 推薦状
 - (4) 薬剤師の場合は薬剤師免許証の写し
- 第10条 第9条の推薦状をもって事前審査及び面接を省略することができる。
- 第11条 入会申し込み関係書類は議事として理事会に付託され入会の諾否を審議する。
- 第12条 第11条の理事会審議の結果は速やかに申し込み者に通知される。
- 第13条 入会を承認された者は入会金の納入をもって特別会員と認められる。

(入会金)

- 第14条 入会金を次のとおり定める。
- (1) 正会員 50,000円
 - (2) 特別会員 1,000円
- 第15条 入会を希望する者は理事会で承認された日から3ヶ月以内に入会金を納入しないと理事会の決議は無効となる。

(正会員の会費)

- 第16条 正会員の全ての事業所が均等に納入する義務を負う一般会費を次のとおり定める。
一般会費 月額 3,000円 (年額 36,000円)
- 第17条 正会員のうち保険薬局の登録がなされた事業所が均等に納入する義務を負う保険薬局会費を次のとおり定める。
保険薬局会費月額 2,000円 (年額 24,000円)

(特別会員の会費)

- 第18条 特別会員の一般会費を次のとおり定める。
一般会費 月額 500円 (年額 6,000円)